

平成29年9月定例会 文教厚生委員会（事前）

平成29年9月12日（火）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

原井委員長

これより、教育委員会関係の調査を行います。（11時31分）

この際、教育委員会関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

教育委員会

【提出予定議案】（資料①）

- 議案第9号 徳島県立学校設置条例の一部改正について

【報告事項】

- 徳島自動車道でのバス事故について
- 「徳島県教育振興計画（第3期）」（素案）について（資料②③）
- 「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（案）について（資料④⑤）
- 平成30年度使用県立高等学校教科用図書採択結果の概要について（資料⑥⑦）

美馬教育長

提出予定案件の説明に先立ち、1点、御報告いたします。

徳島自動車道でのバス事故についてでございます。

8月25日、鳴門市の徳島自動車道下り車線において、路肩に停車していたマイクロバスに大型トラックが追突するという痛ましい事故が発生いたしました。乗車していた本県高校生の中で、富岡西高校1年生の女子生徒1名がお亡くなりになり、他の生徒もけがをされました。

この度の事故は誠に残念であり、お亡くなりになった生徒に、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様には謹んでお悔やみ申し上げます。

教育委員会では、学校との連携を密にし、けがをした生徒、また、大切な友人を失った生徒のために、教員によるサポートをしっかりと行っていただくとともに、臨床心理士の専門的見識を有するスクールカウンセラーを学校に派遣し、きめ細かな心のケアを行っております。

また、今回は学校の行事ではございませんでしたが、学校では部活動等で教員が生徒を乗せて運転する機会もございますので、今回の事故を踏まえ、高速道路運行時の対応方法について、去る8月31日に学校に対し、走行前や走行中など高速道路を運行する際の留意点、故障や事故が発生した際の対応手順、緊急時の具体的な連絡先などについて周知徹底を図りました。

将来のある、かけがえのない命が奪われるという今回のような痛ましい事故が二度と起こることがないように、児童生徒の安心安全の確保に全力で取り組んでまいります。

9月定例県議会に提出を予定いたしております、教育委員会関係の議案につきまして御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、条例案1件でございます。

それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

1、その他の議案等といたしまして、（1）条例案でございます。

アの徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

本県における新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るため、新たに徳島県立城ノ内中等教育学校を設置するものであります。

平成32年4月の開校に向け、施行期日は平成31年11月1日からとなっておりますが、平成30年度の城ノ内中学入学生から、中等教育学校への移行を前提に生徒募集を行うため、今議会において改正条例案を提出させていただくこととしております。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

引き続きまして、3点、御報告を申し上げます。

1点目は、今年度の基本計画議決条例の対象となりました、徳島県教育振興計画（第3期）（素案）についてでございます。

第2期計画の期間が今年度をもって終了するため、これまでの成果と課題を踏まえつつ、改めて第3期の計画として策定するものでございます。これまで3回の教育振興審議会を開催し、それらの内容を踏まえまして現在、素案をまとめております。

お手元に資料1の1として概要を、資料1の2として、素案をお配りしておりますが、資料1の1のほうで概要を御説明させていただきます。

1の徳島県教育振興計画（第3期）の構成にありますように、第1章では、徳島教育大綱で定められました本県教育の基本方針及び重点項目を掲げ、第2章では、平成30年度から5年間となる計画期間や推進体制など、計画の基本的事項を説明いたします。第3章では、現行の第2期振興計画期間における教育委員会の取組を、背景、成果、課題という形で整理をし、それを受けまして第4章では、今後5年間に取り組む施策を明記するという構成案でございます。

2にありますように、今後5年間に取り組む施策につきましては、徳島教育大綱で示されました重点項目、推進項目に沿いまして整理する予定でございます。

盛り込むべき主な内容といたしましては、重点項目Ⅰ「地方創生から日本創成へ！『徳島ならではの』教育の推進」では、城ノ内中学・高校の中等教育学校化をはじめ、ICTや4Kデジタルコンテンツを活用した教育の推進、チェーンスクール、パッケージスクール、デュアルスクールなど「徳島モデル」の学校づくりを、重点項目Ⅱ「一人ひとりが輝く！徳島の未来を育む教育の推進」では、新学習指導要領の実施を見据えた、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善をはじめ知事部局や消費者庁との緊密な連携による、消費者教育や環境教育の推進を、重点項目Ⅲ「グローバル社会で活躍！徳島から世界への扉をひらく教育の推進」では、板東俘虜収容所関係資料の「世界の記憶」登録やTokushima英語村プロジェクト、東京オリンピック・パラリンピック等に向けた競技力向上を予定しております。

今後、9月15日に開催されます基本計画議決条例に係る全議員勉強会での御論議をはじめ

め、教育振興審議会での御意見等を踏まえまして、本年度中に計画を策定し、関係機関との連携をより一層図りながら、計画に基づき取組の着実な推進に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、資料1の2の素案を御覧いただければと存じます。

2点目は、徳島県いじめの防止等のための基本的な方針の改定についてでございます。

この方針は、平成26年3月に本県における、いじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため策定したものでございます。

お手元に資料2の1として概要を、資料2の2として案をお配りしておりますが、資料2の1のほうで概要を御説明させていただきます。

1の改定の趣旨にありますように、この度、国の、いじめの防止等のための基本的な方針が改定されたことを踏まえ、県の本方針を改定することとし、県いじめ問題等対策審議会において御審議いただき、改定案を作成したところです。

2の改定のポイントですが、まず、（1）基本的な考え方について、いじめの定義の明確化と積極的な認知を基本的な方針に示し、いじめの早期発見、早期対応の徹底を図ります。

次に、（2）県が実施する施策について、一つ目の命を尊重する心の育成では、命を尊重する心を育むことで、いじめの未然防止につなげてまいります。

続きまして、（3）学校が実施する施策について、二つ目の学校いじめ対策組織の強化では、スクールカウンセラーや医師などの外部専門家の参画を進め、組織の機能強化を図るとともに、児童生徒の状況に応じた専門的できめ細やかな支援の充実に努めてまいります。

3の今後のスケジュールといたしましては、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様方から御意見を頂いた上で、最終案を作成し、その後、県いじめ問題等対策審議会において審議・決定し、改定する予定としております。

なお、詳細につきましては、資料2の2の案を御覧いただければと存じます。

3点目は、平成30年度使用県立高等学校教科用図書採択結果の概要についてでございます。お手元に資料3の1と、3の2をお配りしておりますが、資料3の1で御説明させていただきます。

県教育委員会では、各県立高等学校から提出されました採択希望一覧表をもとに、高等学校用教科書目録（平成30年度使用）掲載の中から、第1部504種類、第2部1種類、計505種類につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則に基づき、平成29年8月29日、教育委員会会議（第9回定例会）において採択を決定いたしました。

県教育委員会といたしましては、今後とも関係法令の規定にのっとり、十分な調査研究に基づき、適正かつ公正な教科書採択を実施してまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

原井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡委員

先日、起こりました不幸な事故について御報告がありました。お一人の方は若い大切な貴重な命を失うということに、改めて、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

事故に遭われたほかの生徒さん方には、スクールカウンセラーさんを配置されていたということで、万全のケアを行っていただいていると思うのですが、今は、大分落ち着かれているとか、状況は少し分かりますでしょうか。

小西教育政策課長

ただいま、事故に遭われた子どもさんの状況について御質問を頂きました。現状、安定しているというところではございますけれども、詳細については、お控えさせていただければと思います。

岡委員

詳しいことまでは聞くつもりはありませんし、現状、安定して学校生活なり普段の生活を送られているということであれば、それは良かったと思います。今後も、やはり大きな心の傷として残ってしまうような、大きな事故になってしまったと思いますので、その辺のケアはできるだけ期間を長くとって、しっかりとケアをしてあげてほしいということを要望させていただきたいと思います。

あともう1点。6月の付託委員会の中で、我が会派の嘉見委員さんから今の教員の長時間労働について質疑がありました。また、教員の勤務実態について調査をする必要があるんじゃないかという質問の中で、勤務実態について調査を行うという回答を頂いたんですけれども、その後どのような対応をされているのかをお聞きしたいと思います。

小西教育政策課長

教員の勤務実態調査についての御質問でございますが、徳島県教育委員会では、これまでも所属ごとに勤務時間管理者を設置し、学校巡回や管理職へのヒアリング等を通じまして、勤務時間の適正な管理に努めてきたところではございます。ただ、今後、施策を推進していくためには、更に詳細な調査をする必要があると認識しており、8月から県立学校を対象として時間外勤務の調査を開始したところでございます。

調査の概要でございますが、平成29年8月1日から10月31日までの3か月間を調査期間としまして、調査対象は、校長、副校長、教頭及び臨時・非常勤職員を除く、全県立学校の教員としております。調査手法につきましては、職員への負担が一番少ない方法を考慮いたしまして、合計等が自動集計される既存の総務事務システムを活用して、教員各自が勤務時間外に従事した時間及び業務内容を入力していただくような形で調査をすることとしております。

岡委員

勤務時間外に何をしたかという調査に限って、今回やられてるということによろしいの

ですね。調査をすることに対して教員に負担を掛けてしまうと、何をしているのかという話になってきます。その辺はしっかり考えていただかなければいかんと思うんですけども、逆に、時間外勤務をしなければならない理由が、時間内の勤務にあると思うんです。1日の勤務実態など全体の把握をして、どこに問題点があるのかで、時間外の勤務をどうやって削っていくのか、時間内できちっと終われるのかを考えるべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

小西教育政策課長

ただいま勤務時間内の業務内容についても、きちんと把握すべきだという御意見を頂きました。今回の調査につきましては、総務事務システムを活用するという事で、超過勤務を入力する方式により実施させていただいております。勤務時間内にどういった業務で時間を費やしているかといったことにつきましては、今回の調査結果とあわせまして、改めて学校巡回や管理職のヒアリング等を通じて、把握してまいりたいと考えております。

岡委員

巡回して聞いていくということなんですけども、そうやってやるのであれば、今回調査中の時間外のことも聞けばいいのでは。また、ヒアリングで時間をとることが、その人の仕事を後にずらすようなことにはならないのかどうか。

時間外に何時間やっているのか。どうやって短くしようかと思っても、原因が分かっているのに対処ができないと思うのです。その辺はよく考えて、調査をするにしても実効性がある調査をかけないと、何のための調査だったのかがよく分からんと。数字はとって見たけれど、へえ、そうなんやで終わりの形になってしまいそうな懸念があると思います。もう一度、内容についてはしっかりと精査して、県立学校で勤務されている方々はかなりの激務をされていると思うんです。そのどこにどういう原因があって時間外まで仕事をしなければいけないようになってしまうのかということ、ちゃんと把握するための調査というのはどうしたらいいのか。知恵を絞ってほしいと思いますので、そのことに関してはもう一度、よく考えていただきたいと、強く要望させていただきたいと思います。

それで、県立学校についてはそのような形で調査に取り掛かっているということなんですけども、中学校、小学校の先生もかなりの負担が掛かって、かなり勤務時間が長かったり、実態に出てこない勤務時間もあって、休みの日でもいろんなことをされているとお聞きしております。小中学校に対してもこういう勤務実態調査であったりとか、長時間勤務の改善ということを考えていかなければならんと思うんですけども、小中学校に対しては、どのような対応をお考えでしょうか。

小西教育政策課長

ただいまの小中学校の勤務実態調査についての御質問につきましても、詳細な勤務状況の把握は必要と考えておりまして、ただ小中学校には県立学校のように統一的に活用できるシステムがないということで、学校現場にできるだけ負担の掛からない手法等について検討してまいったところです。

この調査の概要でございますが、調査対象は各市町村教育委員会ごとに小学校、中学校

各1校を対象に各校から10人を抽出するという形になっております。これで合計480人ということになりまして、ある程度、有効な調査ができるものと考えております。

調査期間につきましては、学校現場に負担を掛けないよう、平成29年10月1日から10月31日の間で任意の連続した7日間を抽出して、調査を実施することとしております。

なお、調査手法でございますが、表計算シートに教職員各自が正規の勤務時間以外に従事した時間及び業務内容を入力していただくこととしております。

現在10月の実施に向けて各市町村教育委員会に対し、調査の依頼を行ったところでございます。

岡委員

それについても同じです。正規の時間って、どんなことに時間が取られているから時間外の時間が出てくるんかということ把握しないことには、時間外の勤務は減らないと思いますので、ちょっと手間が掛かるかもしれませんが、本当の意味での原因究明、職務の軽減というか長時間労働の是正というのであれば、ちゃんと全体を把握した中で、どこに問題があってどこを削減できるんか、どういうことをしないといけないのかを考える必要があると思いますので、内容についてはよく考えていただきたい。

それと、各教育委員会から1校を抽出して10名は、人数的には統計上の数字は取れるというのは分かるんですけども、1校に絞ってしまうっていうことが、その学校での問題に特化されてしまうようなことがないかということ少し懸念しています。人数が多い学校もあれば少ない学校もあり、いろんな形態の学校がありますので、できることなら小規模の学校から何名かとか、結構大きい規模の学校から何名かとかというような抽出の仕方をして、そこで全体的に出た問題についてどう対処していくんかということも検討課題に入れる必要があるのではないかというような気がします。

本当に長時間勤務は良くないことだと思います。長時間勤務を削減することは当然なんですけど、その中で、子供たちに目を向けられる時間をしっかり取っていただく。先ほどのいじめの問題でも資料を少し見ていたんですが、教職員同士の連携を密にすることが書いてありました。それも結局雑務とかで、子供たちに目が向いていなかったら、いくら教員同士が話をしても、子供のことが良く分からない状態では何の意味もないんです。先生方の勤務の中でも、より子供たちにしっかりと向き合える、目を向けてあげられる時間をしっかり取れるような改革も一緒にやっていただきたいので、是非とも全体的に今の学校の先生がどんな活動をされているのかという把握には努めていただきたいと思います。内容についてはもう少し考えていただきたいということを要望させていただきます。

勢井副教育長

ただいま岡委員から、調査を含めて今後の在り方につきまして、御意見・御提案を頂きました。今回、課長から説明がございましたとおり、できる限り現場の先生に負担を掛けない形で調査をしまして、そのデータを基に今後どうあるべきか方策を考えてまいります。先ほど頂きました御意見も踏まえながら、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

原井委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（11時53分）

原井委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

上村委員

それでは、とくしま記念オーケストラ関連についてお聞きしたいと思います。6月の付託委員会において、7月から11月にかけての名西高校ほか、とくしま記念オーケストラのメンバーによる生徒への指導アウトリーチは、川岸代表の音楽プロデューサーが関わっていた部分を教育委員会などの職員で補って取り組みたいと言われていたと思います。7月もこの企画があったと思うんですけども、実際にはどう運営されたのか。また、今後の予定はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

臼杵教育文化課長

教育委員会では文化芸術のリーディングハイスクールを指導しております。名西高校におきまして、とくしま記念オーケストラよりスキルアップ講習への指導とともに、その成果をコンサートで共演するという、文化芸術のリーディングハイスクールに取り組んでおるところでございます。本年度も実施させていただくこととしておりまして、7月17日には1回目のスキルアップのレッスンを行ったというところでございます。今後の予定でございますが、10月中旬に2回目のレッスン、そして11月初旬に3回目のレッスンを予定しておるところでございます。

上村委員

11月初旬までに3回あるということで、11月にとくしま記念オーケストラとの演奏会があると聞いたんですけど、その日程と、どんな構成でするのかということには分かっているのでしょうか。

臼杵教育文化課長

11月のコンサートでございますが、11月19日に予定をしておるところでございます。コンサートの内容でございますが、とくしま記念オーケストラと名西高校のオーケストラ部が共演するものでございまして、コンサートは現在調整中というところになりますが、昨年度と同様に2時間程度で、2部構成を予定しておるところでございます。

1部でとくしま記念オーケストラと名西高校が共演をいたしまして、3曲程度演奏するというふうな予定にしております。また2部では、とくしま記念オーケストラメンバーにより演奏を予定しておるところでございます。

上村委員

11月のコンサートを目指して、レッスンに取組中ということですか。7月にまだ1回しか

レッスンをしていませんが、音楽プロデューサーの関わりなしで教育委員会のほうでは、どういった点を実際に援助されたのかということと、公益財団法人徳島県文化振興財団とも協力をしてと聞いていたのですけれども、どんなふうに分担をしたのかということをお聞きしたいと思います。

臼杵教育文化課長

6月の付託委員会で少し御説明をさせていただきましたが、昨年度までは公益財団法人徳島県文化振興財団に事業を一括して委託をしまして、実施をしてきたところでございます。

今般から指導いただきました楽団員の人選でありますとか、レッスンの日程などにつきまして、教育委員会でありますとか、名西高校におきまして直接行うという体制に見直しを図ったところでございます。

公益財団法人徳島県文化振興財団には、教育委員会が今回直接調整を行うということで、調整に時間を要することが想定されましたことから、旅費、楽器の運搬料、飛行機便の手配でありますとか、バスの手配につきまして、この財団のほうにお願いをし、実施していただいたところでございます。

上村委員

そうすると去年と全く同じかどうか、ちょっと私も分からないのですけれども、音楽プロデューサーが関わっていた部分をなしで、教育委員会の職員が直接補って取り組むということで、実際の経費の違いが出てくるというか、経費は安くならないとおかしいと思うんですけれども、この辺でどんなふうに検証をされるのかということをお聞きしたいと思います。

臼杵教育文化課長

今回から県教育委員会で直接執行するということで、とくしま記念オーケストラにつきましては、事務局を持たない楽団でございます。この度、既に7月のコンサートに向けてまして、とくしま記念オーケストラとの調整が先行しておりました、県民環境部に御協力いただく形で、とくしま記念オーケストラの楽団員の中で演奏家を紹介いただいたりとか、調整を行っていただくような連絡調整役を担っていただけるような楽団員の方を御紹介いただきまして、その方を中心に人選ですとか、日程調整を行っていたところでございます。

経費というところでございますが、レッスンとコンサートでの共演を予定しておるところでございます。現在は1回目のレッスンが終了したところでございまして、今後も事業は継続していくところでございます。事業費につきましては、まだ固まっていないところでございますので、現在のところは比較はできないという状況でございます。

上村委員

また引き続き、12月議会でも、大体その頃には3回目のレッスンもコンサートも終わっていると思うので、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

あともう1点だけ、徳島県教育振興計画の素案の中で52ページの、教職員の負担軽減と経営感覚の醸成という項目がありまして、今後の取組の中で、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため超過勤務時間の縮減や休暇の取得促進など、働き方改革をすることと、あとは教職員の勤務時間の適正な把握と分析を行い、管理職が率先して職場ぐるみでタイムマネジメント意識の醸成うんぬんとあります。午前中に岡委員が質問をされていましたが、この教員の勤務実態調査の一部がここにも入っていると思うんですけども、この今後の取組の中での具体的な取組については、岡委員が聞かれたことと、また違うような取組がされるのでしょうか。それについてお答えしていただきたいと思います。

小西教育政策課長

ただいま、勤務時間の適正な把握等についての御質問を頂きました。午前中の岡委員からの御質問でもお答えいたしましたように、現在、詳細な勤務状況について調査を開始したということでございます。今後はこれらの調査結果の分析をしながら、結果を踏まえまして、施策等の検討を行ってまいるといようなことでございます。

上村委員

ということは、岡委員に答えられた取組と同じということによろしいのですね。

小西教育政策課長

同じでございます。

上村委員

分かりました。また付託委員会でもう少し詳しく質問したいと思います。

長尾委員

今日の全国紙でも大きく報道されていますが、今日、総務委員会でも、そのことが取り上げられたと思います。京都の女子中学生によるチケットのなりすまし事案で、愛知県の21歳の女性が大変な目に遭った。ある日突然、他県の警察官がきて逮捕をされ、他県の警察署に19日間も無実の罪で留置されたという。結局それが昨日正式に無実であったということで、三好警察署の副所長らが愛知県まで行って、本人並びに家族におわびをしたという。この女性については人生で消えない嫌な辛い思いをした。そういったことを考えない京都の女子中学生が、SNSを使って犯罪行為に及んだということです。

これは今後、徳島県でも起こり得ることでもある。徳島県教育振興計画や徳島県いじめの防止等のための基本的な方針の中に、スマートフォンであるとかこのSNSのことについての記述も少しあるけれども、今回のこの事件は本当に全国どこでも今後、起こり得ることであって、徳島県教育委員会として又は教育長として、今回の事件についてどういう認識をされておるのか、お聞きしたいと思います。

前田いじめ問題等対策室長

先ほど長尾委員から、なりすましの事案についての御質問を頂きました。児童生徒の規範意識を高め情報モラルの向上から、そういったことを前提として情報活用能力を高めていく必要がある事案であると考えております。

スマートフォンの急速な普及により、個人情報悪用の悪用や犯罪等への利用が深刻化しており、利用する生徒はこういったものの危機を回避する、また加害者、被害者にならないという視点からも、正しく安全に使用する力を高めることが必要であると考えております。

学校はもとより携帯電話等の契約者である保護者のほうの協力が極めて重要であり、特に今回の事件はフィルタリングの設定でありますとか、家庭でのルールづくりが重要になると考えておりますので、改めてこれらの周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

また今回の事件につきましては、5月中旬の報道をもとに県内7か所にある県高等学校生徒生活指導連絡協議会、これは年間5回から6回開催しておりますけれども、学校や補導センターに、この事案の生徒への指導あるいはトラブルへの注意喚起、そして、加害者にならない指導というものを継続的に徹底してきたところがございます。

岩崎総合教育センター所長

情報モラル教育についての御質問があったかと思うんですけども、この情報化社会の影の部分をしっかり理解した上で、情報手段をしっかり使っていくということが非常に重要なことでもあります。その際に、判断力とか心構えを身に付ける情報教育が重要でございますので、徳島県におきましては、3年前より教科横断的に学校の全教育活動を通じて取り組むような形で、情報モラルに対する年間指導計画を策定して、小学校、中学校、高等学校全ての学校から提出をしていただき、その上で実行をしております。同時にこの指導に当たる教員に対しましても、各学校のほうから中核となる先生方を集めて、3年前より情報モラルに関する効果的な指導方法についての研修等を、実施しているところでございます。

長尾委員

2人の方から県の取組の説明があったので、それはそれでしっかりとやってもらいたいと思います。

そこで先日、県が消費者庁の移転について県庁の中に消費者庁の職員がきて、3年間の試行を始めたところであり、その中で全国に先駆けて徳島県の高次教育の中に、消費者教育を取り入れたいという報道があったように思います。正に今回のSNSをとおしてチケットを購入する、恐らくこれは消費者教育にもつながると思うのですが、今回の全国に先駆けてモデルとなるような、高次教育に消費者教育を取り入れるとは、具体的にはどういうことをしようと思っているのか教えていただきたい。

桂キャリア・消費者教育担当室長

徳島県の高次では今年度、徳島消費者教育活性化事業というものをしております、ここでは研究指定校を作りまして消費者教育をやっていく。それから講演前授業をやっていく、そしてポスターなんかも募集するというようなことをしております。

もう一つは、教職員に対する消費者教育指導力向上に向けた取組ということもやっております。また、特に高校のほうですけれども、エシカル消費につきましてはリーディングスクールを2校作りまして、エシカル消費を推進していております。それからエシカルクラブというものを今年度12校において作りまして、エシカル消費を推進していくということをしております。委員がおっしゃいました今回の事件等の関連で申しますと、消費者教育では契約の中身を勉強したりですとか、情報とメディアに関する勉強もするというようになっております。

長尾委員

全国の高校教育の中で、消費者教育として徳島県だけがやろうということの目玉は何なんだろう。一つ挙げてください。

桂キャリア・消費者教育担当室長

特に高校の面では、エシカル消費を推進していくというところが特徴であると考えております。先ほど申しましたが、リーディングスクール2校を設定しましてエシカル消費に関する教材を考えましたり、エシカル商品の開発を考えたりするということでございます。

それから、もう一つはエシカルクラブというものを、今年度は12校設定しておりますが、平成31年度までに、全ての公立高校でエシカルクラブを作りまして、エシカル消費を推進していくということでございます。

長尾委員

そのエシカル消費を日本全国の高校に先駆けて、徳島県の高校は教育でやるということで理解したいと思います。今後、どういう取組をするのか注目しているところであります。

そこで、これまでにやってきた中で、例えば今まで出前法律講座で司法書士会の先生方が、1年に何校か高校に行って、そこで詐欺とか、いろんな問題をやってきた。何年間やって何校やって、どういう効果があって、今後もそれを続けていくのかどうかについて話してください。

桂キャリア・消費者教育担当室長

平成26年度より、徳島弁護士会とか徳島県消費者情報センターと連携した講演出前授業というのをやっております。平成26年度につきましては、小・中・高で55校、平成27年度は小・中・高で48校、平成28年度は小・中・高で51校というようなことでやっております。

内容といたしましては、小学生向けではインターネットを正しく使おうとか、それから中学生あたりになりますと賢い消費者になろう、それから高校生向けですと、社会に出る前にこれだけは知っておこうというような、大きなテーマを設定しまして講演出前授業を実施しております。

長尾委員

私が聞いたのは、司法書士による出前法律講座はどんな企画かと。今の報告の回数は全部弁護士がやったのか、それとも消費者生活センターの講師がやったのか。

桂キャリア・消費者教育担当室長

今、委員さんの御質問に対する資料を実は持ち合わせておりません。申し訳ございませんけれども、すぐには、ちょっと言うことができません。

長尾委員

徳島県の司法書士会の方々が法律出前講座を行って、もう10年以上経つ。県からは表彰状も出した。あなたは担当課長として、その司法書士の出前法律講座を全く知らないんだね。

桂キャリア・消費者教育担当室長

申し訳ございません。そのとおりでございます。

長尾委員

これ教育長ね、弁護士会がどれだけやったのか、司法書士会の先生はどうやっとなるか、そういった過去の経過を全く知らずして、新しく消費者教育を全国に発信するものやろうという話だけでも、高校を卒業する前には、きちんとかいこうことを知っとかないといけない。そういうことで、毎年1回必ず校長会で話をして、司法書士会に頼んで何校かでやって、それを10年もやってきている。しかし、そういうことは全然、評価もしていない。県教育委員会として10年ぐらい感謝状を出しているけれども、そういったことも担当課長が全然知らない。それで未来に向かって消費者教育をやろうなんてことを、よく言うなど思っているんだけど。この10年前ぐらいのことは知っとかないといけない。弁護士って名前が出たけども、士のつく業界は社会保険労務士とかいろいろある。これから本当に徳島県の高등학교で、全国にモデルケースとなるような消費者教育をやろうというときに教員だけではできない。そういったときに、いろんな人の力を借りないといけないのに、今のような答弁でいいのか。答えてください。

美馬教育長

ただいま、長尾委員から過去の今までの経緯ですね、どのような方を招いて、どのようなことを行ったかということが、きちんとか検証ができていないのではないかとというような御質問でございます。

実際、そのとおりだと思います。今後とも、今やっている施策っていうのが本当に効果があるのかどうか、どういった意味で効果があるのかっていうことを、しっかりと踏まえて、次の施策っていうのは作っていくべきだというふうに考えておりますので、今後とも今やっている、また過去において行ったことにつきましては、しっかりと検証して、次に生かしていくようにしたいと考えております。

長尾委員

本当に今も、一生懸命、法律講座にきている司法書士会の担当の人たちからすれば情けない話です。つまり極端なことを言えば、評価して効果がなかったという見方にもなってしまいます。今後、弁護士やそういった方々に力を借りるにしても、本当に今のような状況では駄目だと思います。教員では教えられないことがあるから、そういった方々の法律出前講座とかやるわけだから、そういったことをきちんと評価をして、もっとお願いをするときにもきちんとと言わないといけない。それは是非、反省してもらいたい。

それで、6月の付託委員会で一度聞いたけど、このSNSの問題で県内の女子高校生が友人の下着姿を流した、あの件はその後どうなっているのか。

前田いじめ問題等対策室長

ただいま、長尾委員から、先日の御質問いただきました事案につきましての御質問だったかと思えます。

学校では担任、副担任を中心に、引き続き児童生徒の心のケアに努めておりまして、本人も進路実現に向け努力をしているということです。また、7月初旬に警察の捜査が終了し、その後、学校において詳細な調査のもと、関係生徒への指導を行ったという報告を得ております。

長尾委員

とにかく今回の事件にしても、今の県内のことにしても、本当に心の傷は深く後に残ることもあるかもしれない。そういった事をしっかり防ぐ必要がある。

そんな中で、第3期の徳島県教育振興計画の中にスクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーの充実を目指したいだとか、この計画は何とかやりますっていうことが書かれているんだけど、具体的に、いつやりますとか、何箇所やりますとか、それが非常に少ないような気がする。国体で30位を目指すというのだけは、しっかり書いてるなと読んでて思ったけども、これは具体的な数値目標というのは書かない計画なんですか。これらの各項目の目指しますとか、これでいきますという数値目標については、どういう考え方、見方をすればよろしいでしょうか。

長町教育創生課長

ただいま長尾委員から、徳島県教育振興計画における数値目標等に関する御質問を頂きました。この数値目標に関しましては、第2期の振興計画でも、こうした取組の後に表として年次計画、行動計画、数値目標等を掲げております。今回の3期の振興計画におきましても、同様の形でさせていただきたいと考えておるところでございます。

長尾委員

分かりました。それで、この第3期の振興計画に係る数値目標はいつ示してくれるのでしょうか。

長町教育創生課長

その時期でございますが、この振興計画は2月に議会に上程をする予定でございますが、その際には、その数値目標等は、毎年度見直すということで議案としてはおりません。そこで、計画ができます3月を目標に、来年度予算なども反映しながら作成をしていきたいと考えております。

長尾委員

ということは、今度の全議員勉強会で議決対象として、これをやるようになっているのかね、その時には数値目標は間に合うのでしょうか。

長町教育創生課長

今週、15日の全議員勉強会では、この素案を出させていただくものでございまして、そうした数値目標等は、今回は提出はいたしません。

長尾委員

そうしたら、今度の全議員勉強会にはこれは出さない。しかし、2月議会には出てくるという見方でいいんだね。

長町教育創生課長

今後、そうしたことについては、過去の事例も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

長尾委員

要は、あなたは2月に出すというニュアンスの話をしたんだけど、今ちょっと急にトーンダウンした。

勢井副教育長

今、課長が申し上げましたとおり、まず、今回15日の全議員勉強会におきましては、こういう方向性とか、いろんな取組を御議論いただきまして、そのような方とかと教育振興審議会での議論も含めまして、この内容を固めまして、そして数値目標も同時にさせていただく、今後進めていくという形で、時期的なものは今、検討させております。ただ、今検討していくということでもありますので、何らかの形でお示しできますように、日程はタイトになるところもあると思いますが、取り組んでまいりたいと考えております。

長尾委員

分かりました。それで多岐にわたったら、これをまとめるのは大変な御苦労があらうかと思えます。その中で今、いろんな人間の問題があって、学校側はスクールカウンセラーも必要だと。さらに今、スクールソーシャルワーカーが必要なんだと。特に私もちょっと関係してる定時制通信制高校の関係からいくと、このスクールソーシャルワーカーが大事な存在だということは分かってるんだけど、まず、全国の関係者からも指摘されている中で、現在、徳島県にはスクールソーシャルワーカーが何人いるのか。そして、徳島県とし

ては、現在の諸問題を解決するために、何名ぐらい必要なのかというのは、今の時点で検討しているのか。今すぐ答えられないんだったら、付託委員会の時にまた教えてくれたらと思うけどどうでしょう。

前田いじめ問題等対策室長

長尾委員のほうから、スクールソーシャルワーカーについて御質問を頂きました。スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校問題解決支援チームの中で、現在21名、それから本年度から8名のスクールソーシャルワーカーを13の市町教育委員会に配置して、子供たち、児童生徒の支援、保護者の支援に当たっているわけでございます。

これからの数値に関しましては、今後の配置希望等を取りながら、県教育委員会として適切な方を採用していくというところの観点もありますので、検討してまいりたいと考えているところでございます。

長尾委員

スクールカウンセラーのほうも教えてもらいたい。カウンセラーは何人いて、何人が理想なんだと。また、スクールソーシャルワーカーが今何人、必要なのかと。今何人と答えただけ、何人にするかはまだ答えてない。何人が今の問題を解決するに当たって理想なのかと聞いたんです。それは、次の委員会の時にはお答えいただけるものかどうか合わせてね。

前田いじめ問題等対策室長

長尾委員からありました、スクールカウンセラーにつきまして大変失礼いたしました。スクールカウンセラーにつきましては、本年度49名を学校に派遣する形のもので、それから常勤的配置ということで、県立学校2校、徳島市の適用指導教室1施設に合わせまして3名、したがって52名のスクールカウンセラーの体制を取っております。

前年度は、スクールカウンセラーが45名でございましたので、そこからいたしますと、7名の本年度増員を図っておるところでございますが、こちらにつきましても、今後、財政当局とも協議しながら増員に努めてまいりたいと考えております。

長尾委員

是非、このスクールソーシャルワーカーについて、存在も大変大事だということで、まず、この増員を県教育委員会として検討していただきたいと思います。

最後に、私は定時制、通信制の生徒さんのお話を聞くので、あえてこの場で言って結論は、二言で言っていただきたい。定時制、通信制の生徒って多様な生徒で、勉強しようと思ってくるんだけど、例えば、赤ん坊がいる若いお母さんも授業にくる。でもその時に多分、中央高校ですね、子供を預かってくれる託児所の機能がない。新宿の山吹高校っていうところがあって、十数年前に森山眞弓文部大臣かな、そこに視察にきて僕も行った。驚いたのは、本当にちゃんと託児所があるわけだから、子を持つ女性、親も、勉学の教育を受ける権利があるし、その環境をしっかり作っているところが、すごいことだなと。中央高校が食堂が広いとか、知ってる先生もいるかもしれないけど、今もう食堂をなしにして

いる。悪いところを工夫して、誰がどうやって子供の面倒を見るかというのは、いろいろ知恵を出さないかと思うんだけど、少なくとも、そういう生徒さんがきた場合に、そういうのをちゃんと対応できる体制を作ってあげるべきだと思うけれども、県教育委員会の考え方はいかがですか。

前田いじめ問題等対策室長

長尾委員から定時制あるいは通信制も含めまして、非常に困難な条件の中で、勉学に励まれてるといような状況をお聞きいたしました。先ほどのスクールカウンセラーにつきましてで申し上げますと、本年度、鳴門高校あるいは徳島科学技術高校といった定時制のある学校にも配置をして、心のケアに努めておるところでございます。

今後とも専門家の専門的な見地からのケアでございますとか、あるいは、そういったものを充実する中で、また困難な状況につきまして改善できる部分につきまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、本室で考えてまいりたいと考えております。

森本教育次長

長尾委員から定時制、通信制で学ぶ、お子さんを持つ母親が預ける場所がないのかということ、教育関係の整備の点についての一つの御提案を頂いたものと受け止めているところでございます。今直ちにこれについてのお答えはちょっと難しいところがございますが、教育環境の整備については、当然、定時制、通信制についても向上していくために県教育委員会としては、できるところから一步一步頑張って、やっていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解よろしくお願いいたします。

長尾委員

精神的なという問題ではないので、要は中央高校の食堂にそういう場所を作ります、保育の担当者を検討してみますという言葉が欲しいわけです。これは、要は中央高校の校長とか、教頭とか担当の先生とかにどんな状況なのか聞いてもらって、そういうニーズがあれば学校として県教育委員会として、こうしましょうということが大事な訳であってね。今の話はスクールソーシャルワーカーの配置をしてくれと具体的なことを言ってるわけじゃない。中央高校に通う、小さな子を持つ生徒のフォローをどうするのかという話なんです。もう一回、そのことをどうするかという具体的なことを答弁してもらいたい。

原井委員長

小休します。（13時44分）

原井委員長

再開します。（13時45分）

森本教育次長

長尾委員から、中央高校に対する具体的な御提案を頂いたところでございます。現状に

についても、今のところ十分把握できていないところが実際ございます。保育所として預かるといっても、その方々、預かる者の専門性とかいろいろとそういったものも要りますし、また実際にニーズがあるのかどうか、今後考えていく必要があると思っておりますので、この件については調査をさせていただくということで、よろしく願いいたします。

長尾委員

最初から、そう言ってくれば俺も何も言わない。要は、そういう生徒さんからの声や、校長も多分そういう要望がきたら悩んでいると思うんですね。多分それは校長の現場の判断で、やろうと思えばできないこともないだろうなと思ったりするけれど、それはそれで、人の手当てをする場合、お金の問題も出るしね。これは、なかなか現場の校長も悩んでるだろうし、でも、現実にそういう生徒さんがいて、そういう話が入ってきているから、1回、今言うように、現場の校長にも実際そういうニーズがあるのかどうか聞いてもらいたい。生活体験発表大会とかいうと、現実にそういう生徒さんも来ているので。学校に行くときに、小さい子を預けてこれる人だったらいいけど、どうしても預けられないで学校に来る人もいる。そういった場合にどうするかっていうことをね。だから本当に、その一隅を照らすという、石碑に書かれている精神にもつながると思うし、是非、県教育委員会としては、そういうことまで気配り目配りしていただければ、そういう生徒さんも助かると思いますので、一回調査をしてもらって対応してもらいたい。要望して終わりたいと思います。

原井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、11月6日に県西部において実施することとし、視察箇所等につきましては、私のほうで案をつくり、お示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（13時47分）